

建設工事等に係る一般競争入札の手引き

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部では、入札・契約制度の透明性、競争性をより一層高めるために、平成23年2月から郵送による事後審査型の一般競争入札を導入し、実施することといたしました。

本制度は、一定の資格要件に該当するものが、郵送により入札参加をし、開札後において、資格要件の適否審査を実施し、落札者を決定するものです。

「建設工事等に係る一般競争入札（郵便・事後審査型）」の概要及び申請手続き等は次のとおりです。

1. 適用対象

建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計等の業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札（郵便・事後審査型）の対象は、1,000万円を超える設計金額の建設工事等です。

ただし、緊急を要する場合、工期に制約がある場合など、特別な事情がある場合は、一般競争入札によらない適用除外事項を定めております。

2. 資格要件

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていなければなりません。
- (2) 地方自治法施行令第164条の4の規定に該当するほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加することができません。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該工事の開札前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所から更正手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所から再生計画決定がされていない者
- (3) 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業又は千葉県建設工事等指名停止措置要領に基づく指名停止又は法令等に基づく営業停止を発注工事の公告日から開改札日までの間受けていない者。
- (4) 発注工事に係る入札公告（以下「入札公告」という。）に次に掲げる要件が定められている場合は、これらの要件も満たしていることが必要となります。
 - ア 発注工種に係る当組合の格付等級に関する事
 - イ 発注工事と同種工事の施工実績に関する事
 - ウ 法令等に基づく資格要件に関する事
 - エ その他発注工事を施工するために必要と認められる事

3. 入札公告

入札に関する公告（第2号様式）を当組合水道企業部庁舎内に設置する「入札・契約情報に関する掲示板」に掲示すると共に印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部ホームページ「入札・契約情報」（以下「ホームページ」という。）及び建設新聞等に「建設工事等に係る一般競争入札の実施について（以下「公告文」という。）」を掲載し、「入札参加資格」及び「入札参加手続き等」を公告します。

4. 設計図書等の公表等

当該入札に係る建設工事等の設計書、仕様書、図面及び実施に関する条件等並びにその他参考資料（以下「設計図書等」という。）は、入札公告に定める期間中、業務課において閲覧することができます。

また、設計図書等の資料の配付方法等については、公告文に記載されますので、その方法に基づき入手してください。

なお、設計図書等の配付を受けなかった者は、入札に参加できません。

5. 設計図書等に対する質疑

設計図書等の内容について質疑があるときは、公告文に記載した期限までに質問書（第3号様式）をもって、回答を求めることができます。質問書の提出先、受付期限等は公告文に記載します。

質問に対する回答は、公告文に記載する期日までに公告で示した方法で回答します。

6. 入札方法等

入札に参加を希望する場合は、入札書（郵便入札約款別記第1号様式）及び工事費内訳書（入札公告において提出を求めている場合は不要。以下「内訳書」という。）を作成し、必要事項を記載した封筒に封かんのうえ、公告文に記載する配達指定日に届くよう郵送してください。

持参した入札書は受理できません。

なお、封筒への必要事項の記載内容については、別紙「封筒記載事項」を参照してください。

入札書等の様式は、ホームページからダウンロードすることができます。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 配達指定日 | 入札ごとに公告文に記載します。（配達指定日以外に届いたものは無効となります。） |
| (2) 郵送先 | 〒285-8533
千葉県佐倉市宮小路町12番地
印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部 業務課 総務班 宛 |
| (3) 郵便の種類 | 書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかによる <u>配達日指定郵便</u> 。 |
| (4) 必要事項の記載要領 | 別紙「封筒記載事項」を参照のこと |
| (5) その他 | 入札書、内訳書、作成日又は投函日を記入すること。 |

なお、上記以外の郵送方法及び記載事項の記入漏れ又は、誤記がある封書は改札前に無効としますので十分にご注意ください。

7. 工事費内訳書

入札公告において工事内訳書の提出を求められた場合は、前項の入札方法等に示した方法により工事費内訳書を提出しなければなりません。なお、前項以外の方法により提出した者及び内訳書を提出しない者のした入札は無効となりますので注意すること。

8. 事前確認

一般競争入札参加申請書（第4号様式）の提出（持参）があった場合は、名簿記載の有無、本店等の所在地、格付等級（要件設定がされている場合）、指名停止等の有無などの基本的な資格要件を満たしているか、事前に確認をします。

これらの要件を満たしていないことが明らかな場合は、当該者の入札を無効とし、その旨を通知します。

この場合、通知を受けた日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に理由の説明を求めることができます。説明を求める場合は、宛先を「印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者」とする書面を業務課総務班に提出してください。本書面を受理した日から起算して3日以内（閉庁日を除く）に書面をもって回答します。

9. 開札

指定された期日に到着した封書は、公告文に記載した日時及び場所において開札を行います。ただし、開札前に無効とされたものは開札しません。

(1) 入札予定価格を事前に公表する入札

入札予定価格を事前に公表した入札においては、入札参加者の開札立会は自由です。なお、入札参加者の立会がない場合は、当該入札に関係の無い職員を立ち合わせます。

(2) 入札予定価格を事前に公表しない入札

入札予定価格を事前に公表しない入札においては、入札参加者は開札に立ち会わなければなりません。また、1回目の入札で落札候補者が決定しない場合は、再度入札を実施しますので入札書の用意をしておいてください。この場合、再度入札に参加できるのは、1回目の入札に参加した者で、入札が無効になった者を除きます。

10. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書に記名・捺印を欠く入札
- (3) 入札書の金額を訂正した入札
- (4) 入札書に誤字、脱字等があり意思表示が不明瞭である入札
- (5) 明らかに連合であると認められる入札
- (6) 入札前に公表した予定価格を上回る入札
- (7) 複数の入札書が封かんされていた入札
- (8) 設計書の配付を受けていない者のした入札

- (9) 内訳書の提出を求めた入札において内訳書を提出しない者のした入札（内訳書に不備がある場合も同様とする）
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

11. 落札候補者の決定

開札の結果、最低制限価格を設けている入札にあつては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格を持って有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を「落札候補者」とします。なお、最低制限価格を設けていない入札にあつては予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を「落札候補者」とします。

また、同様にして以下低い価格で入札した者の順に「次順位候補者」をなります。

落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上いるときは、開札立会人に（開札立会人が参加していない場合は入札事務に関係の無い職員。）にくじを引かせ「落札候補者」を決めるものとします。また、次順位候補者の決定についても同様に行います。

ただし、落札候補者がいないときは入札を不調とします。

12. 資格確認及び落札者の決定

落札候補者が決定したときは、ただちに当該候補者にその旨を通知しますので、開札日から起算して3日以内（閉庁日を除く）に一般競争入札参加資格確認申請書（第5号様式（以下「確認申請書」と言う。））及び添付資料を提出してください。

確認申請書及び添付資料の受理後、資格要件を満たしているか否かを確認のうえ、資格要件を満たしている場合には当該候補者を「落札者」と決定します。

落札候補者が資格要件を満たしていない場合は、その旨を通知し、次順位候補者について同様の手続きを行います。この場合、通知を受けた日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に、あて先を「印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者」とする書面を水道企業部業務課に提出してください。書面を受理した日から起算して3日以内（閉庁日を除く）に書面をもって回答いたします。

また、上記により落札者が決定した時点で、以後の次順位候補者の資格確認は行いません。

13. その他

- (1) 入札書の郵送後は、いかなる理由があつても書換え、引換え又は撤回することができませんので、十分注意のうえ発送してください。
- (2) 工期は、事情により変更することがあります。

14. 問い合わせ先

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

業務課 総務班

TEL 043-486-5111

FAX 043-486-5116

封筒記載事項

《表 面》

千葉県佐倉市宮小路町十二番地

印旛郡市広域市町村圏事務組合

水道企業部 業務課総務班 行

「入札書在中」

配達 指定日	○月○日 (○曜日)
-----------	---------------

入札日を間違えないこと

《裏 面》

封印を必ずすること

印

番	号	
件	名	
場	所	
入 札 者	住 所	
	商号又は名称 代表者職氏名	
名簿登録番号		

※郵 送 先 〒285-8533 千葉県佐倉市宮小路町12番地
印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部 業務課総務班

※郵便の種類 **書留、簡易書留又は特定記録郵便**のいずれか。

※封筒型式 長形3号(120cm×235cm)をできる限り使用すること。

※入札書及び工事内訳書は、必要事項(本記載事項参照)を記載のうえ、
封印して郵送すること。

なお、入札書及び工事内訳書の日付は、作成日又は投函日を記入すること。

問い合わせ先：印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部業務課総務班

TEL 043-486-5111 (直通)